

2012年11月14日

シュッピン株式会社

代表取締役社長 鈴木 慶

問合せ先： 総務人事部 IR 担当 (03) 3342-2944

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主のみならず従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等大きな影響や利害関係を持つ方々の利益を尊重した経営に徹すべく、経営の効率性、業績の向上およびコンプライアンスの重視を主体としたコーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題として取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鈴木 慶	2,300,000	46.00%
前川 正美	400,000	8.00%
株式会社マップグループ	400,000	8.00%
日本アジア投資株式会社	320,000	6.40%
SBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合	300,000	6.00%
安田企業投資3号投資事業有限責任組合	300,000	6.00%
信金キャピタル2号投資事業有限責任組合	300,000	6.00%
ジャフコ・スーパー・V3共有投資事業有限責任組合	200,000	4.00%
りそなキャピタル2号投資事業組合	100,000	2.00%
ジャイク・インキュベーション2号投資事業有限責任組合	80,000	1.60%

支配株主名	鈴木 慶
-------	------

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引条件等におきましては、一般の取引と同様に適切な条件のもとに行うことを基本方針とし、取引ルールを定める他、取締役会において取引内容および取引の妥当性について審議のうえ、決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と四半期および期末決算時における意見交換を行い、期中監査時には経理状況の確認・法律上の改正点等につき情報の共有を行っております。

内部監査人は、内部監査の結果について定期的に代表取締役社長に報告するとともに、社外常勤監査役に対しても報告を行っており、その都度、情報交換し相互連携を図っております。

また、内部監査人は、決算時の棚卸立会への随行や、必要に応じた内部監査状況の報告、期末監査終了時に意見交換の場を設けるなど、会計監査人と積極的に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
尾崎 成孝	他の会社の出身者									
畑尾 和成	他の会社の出身者／税理士									
山科 光男	他の会社の出身者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a.親会社の出身である
- b.他の関係会社出身である
- c.当該会社の大株主である
- d.他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e.他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f.当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g.当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h.本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外監査役に選任している理由
尾崎 成孝	○	－	上場企業における長年の豊富な経験と知識を有しており、当社のコーポレートガバナンス

			<p>スを強化することが可能と考えております。</p> <p>また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先等の出身者等ではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として適格であると判断しております。</p>
畑尾 和成	○	—	<p>税理士としての専門知識および広い見識をもって、独立した立場からの助言を頂くことにより、当社の監査業務ならびにコーポレートガバナンスを強化することが可能と考えております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先等の出身者等ではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として適格であると判断しております。</p>
山科 光男	○	—	<p>当該役員は金融機関における勤務経験があり、専門知識および広い見識をもって、独立した立場からの助言を頂くことにより、当社の監査業務ならびにコーポレートガバナンスを強化することが可能と考えております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先等の出身者等ではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として適格であると判断しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
----------------------------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。
---------------------------------------

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者については、経営参画意識の高揚と業績向上に対する意欲や士気を高めるために付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。  
取締役および監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会の決議により一事業年度の報酬限度額を決定しており、個別の分配方法については取締役会に一任されております。当社の取締役の報酬は基本報酬のみとなっており、基本報酬以外の報酬（賞与、退職慰労金等）は支払っておりません。  
監査役の報酬は、株主総会の決議により一事業年度の報酬限度額を決定しており、個別の分配方法については監査役会に一任されており、社外監査役に対してそれぞれ報酬が支払われます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポートは内部監査室および総務人事部が実施しており、会議資料の配布・補足説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p><b>【取締役会】</b> 当社の取締役会は、取締役5名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。 取締役会は、原則として月1回の定時開催・必要に応じて臨時開催され、全ての取締役および監査役が出席し、月次決算の状況および財務諸表を報告し承認を得る等、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行っております。</p> <p><b>【経営会議】</b> 業務執行上の重要事項の審議・決定や取締役会への付議を行う機関として経営会議を設置しております。 経営会議は、原則として毎週1回開催され、全ての取締役と常勤監査役が出席し、経営方針、経営戦略、部門間の課題等業務執行上の重要事項の審議、意見具申、報告、情報共有および決議が行われ、経営会議規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われるようになつ</p>
--

ております。

【監査役および監査役会】

監査役会は、監査役3名（うち常勤監査役1名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、重要な経営会議への出席や営業所への往査等、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

【会計監査人】

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、高木勇および荒井巖であり、太陽ASG有限責任監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士等8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

独立役員3名はいずれも独立した立場から取締役の業務執行を監査しており、一般株主保護のためのコーポレート・ガバナンス体制としては問題ないものと考えております。

今後もガバナンス体制の向上を経営の課題として継続検討してまいります。現状においては監査役会設置会社としての現体制を基礎として継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。

現状、取締役会で議決権を有する社外取締役は選任しておりませんが、今後、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化・充実をはかるため、社外取締役を選任し、独立役員とすることも検討してまいります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んで参ります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した株主総会の日程を設定して参ります。
その他	招集通知や決議通知を自社ホームページに掲載することを検討しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	年2回以上のアナリスト・機関投資家向け説明会の開催を検討しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページ内にIR情報ページを設け、決算短信・四半期情報、有価証券報告書、四半期報告書、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部にIR担当を設置いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、取引先および株主等、当社のステークホルダーに対して、適時適切な情報を開示することは上場企業の責務であり、この責務を果たすことが会社の重要事項として認識し、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を当社ホームページ、適宜開催予定の会社説明会等を通じておこなって参ります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

<p>当社は、内部統制システム構築の基本方針を定めており、概要は以下のとおりであります。</p> <p>1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制</p> <p>a 役職員の職務の執行が、法令および定款に適合するため、「倫理規程」「行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守する。</p> <p>b 社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。</p> <p>c 総務人事部をコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育・啓発を実施する。</p> <p>d 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。</p> <p>2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制</p> <p>a 取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、文書保存基準等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理する。</p> <p>b 文書管理部署の総務人事部は、取締役および監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。</p> <p>3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に関連した諸規程を随時制定していくことで、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。</p>
---

- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
  - b 取締役会のもとに経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針および計画に基づき、意思決定を伝達する。
  - c 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- 5) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制  
取締役および使用人は、監査役監査基準の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
- 6) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 代表取締役および内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。
  - b 監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制をとる。
  - c 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社はコンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を整備し、その基本方針としての「企業倫理」および遵守指針としての「行動指針」を設けており、その一つとして反社会的勢力との絶縁を掲げております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力調査マニュアル」を制定し、所管部署は総務人事部として運用を行っております。

具体的には、新規取引先等については、外部企業情報機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行うと同時に、継続取引先についても年1回チェックを行い反社会的勢力との関係排除に努めております。

また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

万一問題が発生した場合は、必要に応じて顧問弁護士や警察、特殊暴力防止対策連合会等に相談し、適切な処置をとることとしております。

## V. その他

### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

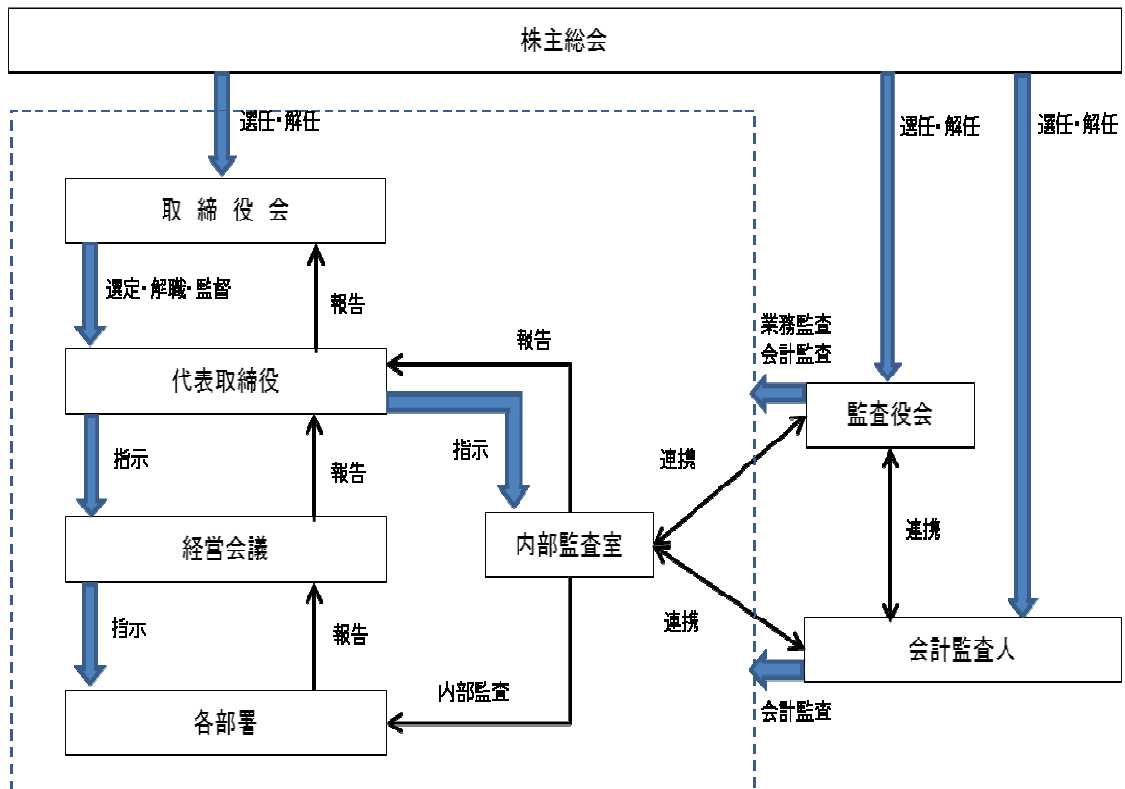


該当事項はありません。

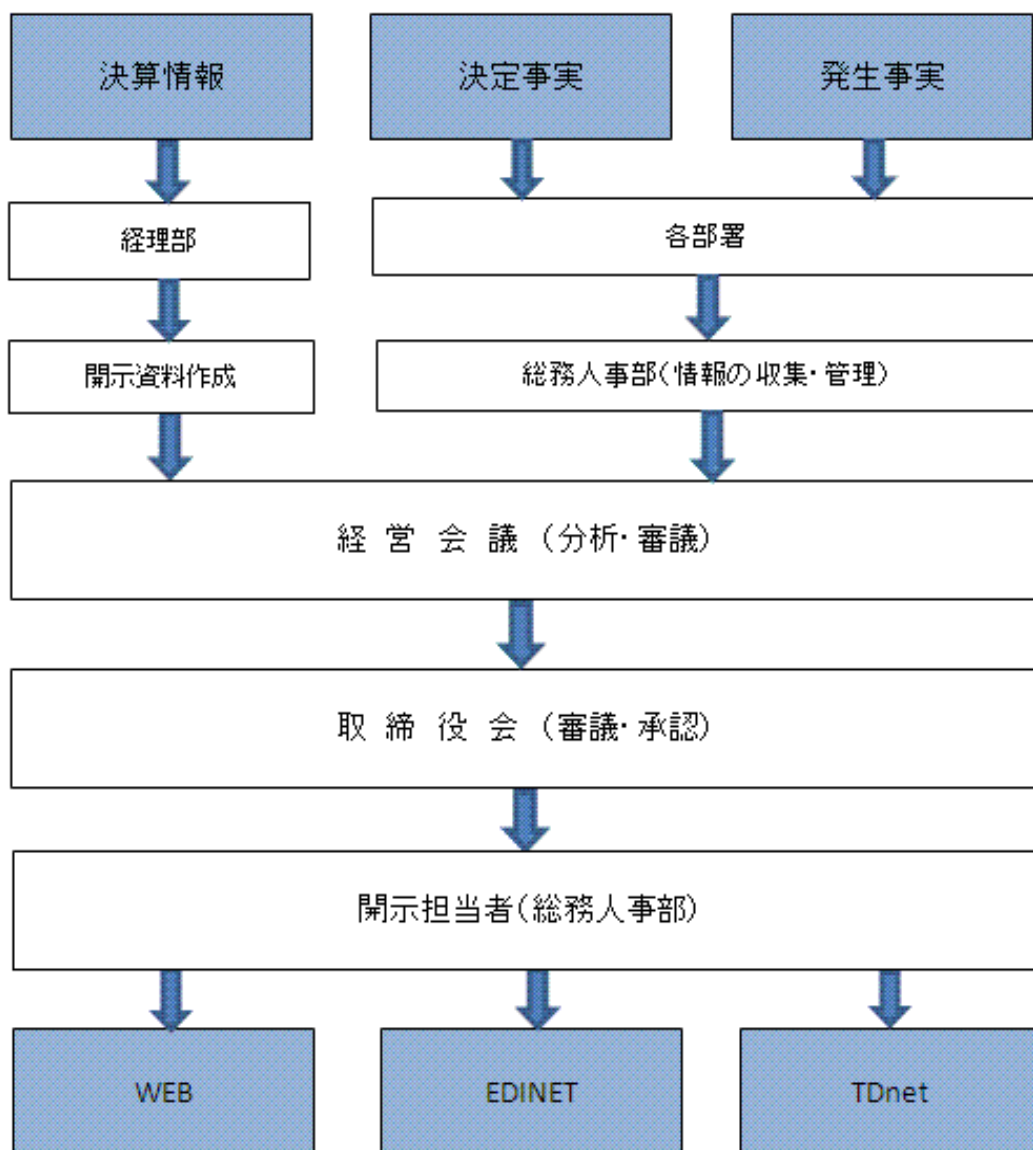
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする組織体制を強化し、株主に対する説明責任を果たすべく、適切な情報管理・開示体制の構築と経営の透明性の確保、さらに企業倫理の尊重による公正で健全な企業経営を基本方針とし、経営の効率性を高め、コーポレート・ガバナンス体制を随時見直し、企業価値を増加させ、その最大化を図ってまいります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上